

愛知県最低賃金は 平成30年10月1日から

時間額 円
898
↑
27円 UP!



皆で確かめ~るのだ!
AICHI WISHもチェック!



に改正されます。

愛知県最低賃金は、愛知県下の事業場で働くすべての労働者に適用されます。

- ・常用・臨時・派遣・パート・アルバイト等の就労形態は問いません。また、労働者であれば年金受給者などであっても適用されます。（派遣労働者については、派遣先の地域（特定）最低賃金が適用されます。）
- ・なお、特定の産業の事業場で働く労働者については、「愛知県最低賃金」でなく「特定（産業別）最低賃金」が適用される場合がありますのでご注意ください。

使用者は、適用される最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければなりません。

- ・最低賃金額より低い賃金を労使合意の上で定めても法律により無効とされ、最低賃金額と同額の定めをしたものとみなされます。

最低賃金の対象となる賃金は、通常の労働時間、労働日に対応する賃金に限られます。

- ・具体的には、支払賃金額から、
 - 臨時に支払われる賃金（結婚手当等）
 - 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与等）
 - 時間外労働・休日労働に対する賃金
 - 深夜労働に対する割増賃金
 - 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当を除いた賃金額が、最低賃金額以上でなければなりません。

賃金が時間給以外で定められている場合(月給・日給等)、賃金を1時間当たりの金額に換算して愛知県最低賃金額と比較します。

最低賃金の減額の特例許可を受けている労働者がいる場合には、支払っている賃金額を改正する必要があります。

- ・精神や身体の障害により著しく労働能力の低い者、断続的労働に従事する者等は、最低賃金の減額の特例許可制度があります。この許可を受けている場合には、賃金額を改正後の最低賃金額に許可書記載の減額率を乗じて得た金額を改正後の最低賃金額から控除した金額以上にする必要があります。



支払賃金額を確かめ、最低賃金額を下回ることのないようご注意ください。

雇う上でも、働く上でも、最低限のルール。
使用者も、労働者も、必ず確認、最低賃金。



最低賃金に関する特設サイト
<http://www.saiteichingin.info/>
WEBで確認!

愛知労働局・労働基準監督署・公共職業安定所(ハローワーク)



業務改善助成金

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、設備投資(機械設備、POSシステム等の導入)などを行った場合に、その費用の一部を助成します。

業務改善助成金の申請・支給の窓口は、
愛知労働局雇用環境・均等部 企画課(助成金担当)へ 電話052-857-0313

平成30年度業務改善助成金のご案内

『業務改善助成金』は、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援することで、「事業場内最低賃金（事業場内で最も低い賃金）」の引上げを図るための制度です。

助成金の概要

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、設備投資（機械設備、POSシステム等の導入）などを行った場合に、その費用の一部を助成します。

概要



事業場内最低賃金の引上げ額	助成率	引き上げる労働者数	助成の上限額	助成対象事業場
30円以上	7 / 10 常時使用する労働者数が企業全体で30人以下の事業場は3 / 4 ↓ 生産性要件を満たした場合には3 / 4 常時使用する労働者数が企業全体で30人以上の事業場は4 / 5	1～3人	50万円	事業場内最低賃金が1,000円未満の事業場
		4～6人	70万円	
		7人以上	100万円	
40円以上		1人以上	70万円	事業場内最低賃金が800円以上1,000円未満の事業場

()ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値をいいます。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます

ご留意頂きたい事項

過去に業務改善助成金を受給したことのある事業場であっても、助成対象となります。

「人材育成・教育訓練費」「経営コンサルティング経費」も設備投資などに含まれるため、助成対象となります。

お問い合わせ先

業務改善助成金制度や雇用・労務など無料相談は、
愛知県働き方改革推進支援センターへ 電話0120-868604 または 052-881-1810

申請先

業務改善助成金の申請・支給の窓口は、
愛知労働局雇用環境・均等部 企画課(助成金担当)へ 電話052-857-0313

愛知労働局